



島根県報

平成16年 4月30日 (金)
第 1,568 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	(")	2
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	(")	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	3
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(障害者福祉課)	3
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業の廃止	(")	3
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業の廃止	(")	3
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(")	4
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業の廃止	(")	4
知的障害者福祉法の規定に基づく指定更生施設等の指定辞退	(")	5
県営土地改良事業計画の変更	(農村整備課)	5
土地改良事業変更計画書の縦覧	(")	5
保安林予定森林	(森林整備課)	5
保安林の指定施業要件の変更	(")	6
保安林の指定施業要件の変更 (知事権限変更確定)	(")	6
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生	(水産課)	7
指定漁船調書の縦覧	(")	7
道路の区域の変更	(道路維持課)	7
道路の供用開始	(")	8
過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道路の整備の完了	(")	9
都市計画事業の認可 (2件)	(都市計画課)	9
公 告		
車載用ビデオカメラ装置12式の購入に係る一般競争入札の実施	(警察本部)	10
公用車用普通タイヤ585本の購入に係る一般競争入札の実施	(")	11
正 誤		
平成16年 4月13日付け島根県報第1,563号中	(障害者福祉課)	13

告 示

島根県告示第470号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年 4月30日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
山根医院	大原郡木次町大字木次440	平成16年4月1日

島根県告示第471号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年4月30日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
山根医院	大原郡木次町大字木次440	平成16年3月31日

島根県告示第472号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年4月30日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
			変更前	変更後	
社団法人 島根県看護協会	松江市袖師町7 11	島根県看護協会 訪問看護ステーション やすらぎ	松江市西津田3 5 16	松江市浜乃木2 1 23	平成16年4月1日

島根県告示第473号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年4月30日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
社団法人 島根県看護協会	松江市袖師町7 11	居宅介護支援事業	島根県看護協会訪問看護ステーション やすらぎ	松江市西津田3 5 16	松江市浜乃木2 1 23	平成16年4月1日
社団法人 島根県看護協会	松江市袖師町7 11	訪問看護	島根県看護協会訪問看護ステーション やすらぎ	松江市西津田3 5 16	松江市浜乃木2 1 23	平成16年4月1日

島根県告示第474号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年 4月30日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 ひまわり福祉会	痴呆対応型共同生活介護	グループホームひだまり	出雲市神西沖町2452 1	平成16年 4月21日

島根県告示第475号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成16年 4月30日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
隠岐広域連合	短期入所	仁万の里児童部	隠岐郡都万村大字都万2582 1	平成16年 4月15日

島根県告示第476号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定居宅支援事業の廃止の届出があったので、同法第21条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成16年 4月30日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 加茂町社会福祉協議会	居宅介護	ヘルパーステーションかも	大原郡加茂町大字宇治328	平成16年 3月31日
石見町	短期入所	石見町立くるみ学園	邑智郡石見町中野359518	平成16年 3月31日
島後町村組合	短期入所	島後町村組合立 杉の子学園	隠岐郡西郷町大字城北町359	平成16年 3月31日

島根県告示第477号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定居宅支援事業の廃止の届出があったので、同法第17条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成16年 4月30日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 加茂町社会福祉協議会	居宅介護	ヘルパーステーションかも	大原郡加茂町大字宇治328	平成16年3月31日
社会福祉法人 加茂町社会福祉協議会	短期入所	笑寿苑短期入所	大原郡加茂町大字加茂中915	平成16年3月31日

島根県告示第478号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成16年4月30日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
隠岐広域連合	短期入所	仁万の里児童部	隠岐郡都万村大字都万2582 1	平成16年4月15日

島根県告示第479号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定居宅支援事業の廃止の届出があったので、同法第15条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成16年4月30日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 加茂町社会福祉協議会	居宅介護	ヘルパーステーションかも	大原郡加茂町大字宇治328	平成16年3月31日
石見町	短期入所	石見町立くるみ邑美園	邑智郡石見町中野359518	平成16年3月31日
島後町村組合	短期入所	島後町村組合立 杉の子学園	隠岐郡西郷町大字城北町359	平成16年3月31日
社会福祉法人 加茂町社会福祉協議会	短期入所	笑寿苑短期入所	大原郡加茂町大字加茂中915	平成16年3月31日
石見町	地域生活援助	明和寮	邑智郡石見町中野23841	平成16年3月31日
石見町	地域生活援助	清和寮	邑智郡石見町中野2385	平成16年3月31日
社会福祉法人 いわみ福祉会	地域生活援助	みすみホーム	那賀郡三隅町向野田455	平成16年3月31日

島根県告示第480号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の29の規定に基づき、次の経営主体の長から、当該指定更生施設等の指定辞退の届出があったので、同法第15条の31第 2 号の規定に基づき告示する。

平成16年 4月30日

島根県知事 澄 田 信 義

経営主体の名称	指定した施設	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
石見町	入所更生	石見町立くるみ邑美園	邑智郡石見町中野3595 18	平成16年 3月31日

島根県告示第481号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定に基づき、悠YOUおおち北（桜江）地区を受益地域とする区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成16年 4月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
悠 Y O U おおち北（桜江）地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
桜江町役場

島根県告示第482号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 3 第 1 項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の変更施行について協議があり、同条第 5 項で準用する同法第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により審査した結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 4月30日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
出雲市	日下地区農道事業（基盤整備促進事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第483号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成16年 4月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
能義郡伯太町大字安田2382 1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び伯太町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第484号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年4月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
簸川郡多伎町大字神原832 1、843 3、848
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び多伎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第485号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年4月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
能義郡広瀬町宇波1785 1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び広瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第486号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成16年 4月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 布施村加入区（おき西郷漁業協同組合）
- 2 海士町加入区（海士町漁業協同組合）

島根県告示第487号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成16年 4月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

簸川郡湖陵町大字大池1936	1	石飛	正美
” ” 大字差海981	1	桑原	朋己
” ” 大字二部1438	1	森山	誠

(2) 加入区

湖陵町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

湖陵町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

湖陵町漁業協同組合

島根県告示第488号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事業所

において一般の縦覧に供する。

平成16年4月30日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する土木建築事務所又は土木事業所の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
一般国道	431号	平田市小境町字蛇喰1782番3地先から同字2577番4地先まで	前	メートル 7.80～10.60	メートル 228.00	出雲土木建築事務所	道路改良工事 拡幅
			後	9.80～14.80	228.00		
"	375号	大田市川合町忍原字姫ヶ段イ592番5地先から同大字字仲代原イ583番9地先まで	前 A	8.00～34.00	278.00	川本土木建築事務所	"
			A	8.00～34.00	278.00		
			後 B	14.00～64.00	255.00	大田土木事業所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
県 道	仁摩瑞穂線	邑智郡川本町大字多田108番4地先から同大字65番4地先まで	前 A	4.00～25.00	739.00	川本土木建築事務所	"
			B	8.00～15.00	585.00		
			後 A	4.00～25.00	739.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 仮設道撤去	

島根県告示第489号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年4月30日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
一般国道	431号	平田市小境町字蛇喰1782番3地先から同字2577番4地先まで	メートル 228.00	平成16年4月30日	出雲土木建築事務所	
県 道	仁摩瑞穂線	邑智郡川本町大字多田2804番13地先から同大字111番2地先まで	136.00	平成16年4月30日		
"	"	邑智郡川本町大字多田111番2地先から同大字23番1地先まで	707.00	平成16年5月7日	川本土木建築事務所	
"	別府川本線	邑智郡川本町大字多田4番1地先から同大字7番14地先まで	150.00	"		

島根県告示第490号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第 1 項の規定に基づき基幹道路の整備を次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第 7 条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成16年 4 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類及び路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事完了の期日
村道 戸河内線	邑智郡羽須美村大字阿須那1647番 1 地先から同大字1685番 2 地先まで	付替 拡幅	平成16年 3 月24日

島根県告示第491号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成16年 4 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 施行者の名称
安来市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松江圏都市計画公園事業
3・3・5号 汐彩公園
- 3 事業施行期間
平成16年 4 月30日から
平成19年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
島根県安来市汐手が丘地内
 - (2) 使用の部分
島根県安来市汐手が丘地内

島根県告示第492号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成16年 4 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 施行者の名称
安来市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松江圏都市計画公園事業

2・2・28号 みさき親水公園

3 事業施行期間

平成16年4月30日から

平成17年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

島根県安来市亀島町地内

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成16年4月30日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

(1) 入札の件名

車載用ビデオカメラ装置12式の購入

(2) 物品の仕様書等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成16年6月11日

(4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により資格を認定されたものであること。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

(4) 島根県内に本店、または営業所を有するものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 (0852) 26 0110 内線2235～2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成16年4月30日から5月11日までの間、上記(1)の場所において交付する。

（交付時間は土日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする）

- (3) 入札及び開札の日時、場所
入札日時 平成16年 5月14日 (金) 午前11時
入札場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部
開札 即時開札
- (4) 入札説明会
入札説明会は行わないものとする。

4 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約予定相当額の100分の 5 以上を納付すること。ただし島根県会計規則 (昭和39年島根県規則第22号) 第61条の 2 各号に該当する場合は免除する。
- (3) 契約保証金
契約予定相当額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の 2 各号に該当する場合は免除する。
- (4) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法
島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) その他
詳細は入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成16年 5月11日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

- (1) 入札の件名
公用車用普通タイヤ 585本の購入
- (2) 物品の仕様書等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成16年 6月21日
- (4) 入札方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないものであること。

- (2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により資格を認定され、営業種目表に掲げる、[5 車両船舶類 (1)車両類]に登載されたものであること。
- (3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。
- (4) 島根県内に本店、または営業所を有するものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒690 8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 (0852) 26 0110 内線2235～2236
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法
平成16年5月11日から5月20日の間、上記(1)の場所において交付する。
(交付時間は土日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。ただし、5月20日については、午後0時までとする。)
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
日時 平成16年5月21日(金) 午後2時00分
場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部
開札 即時開札

4 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は免除する。
- (3) 契約保証金
契約予定相当額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。
なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 落札者の決定方法
島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は入札説明書による。

正

誤

平成16年 4 月13日付け島根県報第1,563号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	上から10	更正	更生

